

京都市景観・まちづくりセンター条例の一部を改正する条例（平成31年3月22日  
京都市条例第42号）（都市計画局まち再生・創造推進室）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市景観・まちづくりセンターの使用料の適正化を図る必要があるため、京都市景観・まちづくりセンター条例の一部を改正することとしました。

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市景観・まちづくりセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月22日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 42 号

京都市景観・まちづくりセンター条例の一部を改正する条例

京都市景観・まちづくりセンター条例の一部を次のように改正する。

別表第2大会議室の項中「13, 880」を「14, 140」に, 「18, 510」を「18, 850」に, 「24, 270」を「24, 720」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 平成31年10月1日から施行する。ただし, 次項の規定は, 公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市景観・まちづくりセンター条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は, この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は, この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し, 同日前の使用に係る使用料については, なお従前の例による。

(都市計画局まち再生・創造推進室)